

船舶インシデント調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年8月11日 06時20分ごろ
発生場所	京都府舞鶴港第3区 博奕岬灯台から真方位189° 1.5海里付近 （概位 北緯35°31.4′ 東経135°20.2′）
インシデントの概要	プレジャーボートそよかぜVは、航行中、主機の冷却ができなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年8月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート そよかぜV、4.8トン 251-21357 京都、株式会社そよかぜ ディーゼル機関、4サイクル、出力330kW、回転数毎分2,616、6気筒、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、航行中、主機の冷却水の高温警報が鳴ったので、船長が機関整備業者に電話で相談した上で運航不能と判断し、主機を停止した。 主機は、本インシデント後の点検により、主機冷却海水ポンプのインペラ（ゴム製）に欠損が発見された。 本船の機関整備業者担当者は、主機冷却海水ポンプのインペラを2年に一度の頻度で新替していたが、交換後2年での劣化（損耗）は考えられず、海水こし器の目詰まり等により冷却水の不足があったものと本インシデント後に判断した。
分析	本船は、主機冷却海水ポンプのインペラに欠損が生じたことから、主機の冷却ができなくなり、運航不能となったものと推定される。 主機冷却海水ポンプのインペラは、材質が経年劣化したことから、欠損した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、主機冷却海水ポンプのインペラに欠損が生じたため、主機の冷却ができなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 冷却水の排出状況を常に点検するとともに、その状況に変化がある場合には運航を取りやめ、修理を依頼することが望ましい。 |
|--|---|